

第22回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画仕様書

① テレビ・ラジオCM

業務内容	<p>以下の①～⑧に従い、第22回千葉県知事選挙の投票日等を周知するためのテレビスポット及びラジオスポットの企画、作製及び放送に必要な業務を行う。</p> <p>① テレビスポットで放送する啓発動画及びラジオスポットで放送する音声を企画・作製すること。</p> <p>作製する動画は「仕様書②WEB広告、⑤交通広告及び⑧せんきょ君X」での利用も予定しているため、各種広告で再生可能なデータでもそれぞれ作製すること。</p> <p>② 放送機関等との交渉、調整及び放送枠の確保を行うこと。</p> <p>③ 啓発動画の表現方法は自由とするが、タレント等の有名人を起用する場合は、千葉県と十分に協議すること</p> <p>また、千葉県選挙管理委員会のキャラクター「せんきょ君」の起用に配慮すること。</p> <p>ただし、選挙の公平性を阻害するもの（特定の候補者、政党等に有利不利となるような人物、文言、素材等）は使用しないこと。</p> <p>④ 啓発動画は、1回当たりの所要時間が15秒、啓発音声は1回当たり20秒のものを基本とする。</p> <p>⑤ 啓発動画及び啓発音声は1種類を作成し、告示日から投票日まで使用する。</p> <p>⑥ 制作の内容については、千葉県と受託者が協議し決定する。</p> <p>⑦ 本事業により制作される成果物の著作権を千葉県に無償で譲渡すること。</p> <p>⑧ その他テレビスポット及びラジオスポットの放送に関する必要な業務を行う。</p>
必要表示事項	<ul style="list-style-type: none">・投票日：令和7年3月16日・選挙名：第22回千葉県知事選挙・広告主：千葉県選挙管理委員会、千葉県明るい選挙推進協議会・その他：期日前投票ができること <p>必要に応じ投票を喚起するキャッチフレーズ、投票時間（原則として午前7時から午後8時）等を入れてもよい。</p>
放送局	テレビCM：千葉テレビ放送株式会社 ラジオCM：株式会社ベイエフエム
放送期間	告示日から投票日まで
放送回数	テレビCM及びラジオCMは告示日から投票日までの間、最低各日1回、計17回程度実施する。
納入期限	放送日に間に合うよう啓発動画及び啓発音声を放送局等へ直接納入すること。また、告示日の前々日までに千葉県選挙管理委員会にUSBメモリで納品すること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・有権者に対して強制的・高圧的なもの等でないこと。・選挙の公平性を阻害するもの（特定候補者や政党等に有利不利となるような人物、文言、象形、色彩、記号等）は使用しないこと。・CMの配信先については、選挙の公平性が疑われる要因がないか十分調査した上で配信すること。・特に若年層の投票率が低いことを考慮すること。・提出されたすべての作品の著作権等は千葉県選挙管理委員会に帰属するものとする。・業務の遂行にあたっては、千葉県と十分に協議しながら進めること。

第 2 2 回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画仕様書

② WEB 広告

業務内容	<p>以下の①～⑧に従い、第 2 2 回千葉県知事選挙の投票日等を周知するための動画、バナー広告等をWEB等へ掲載する。</p> <p>① 次の内容を盛り込んだバナー広告用画像を作製すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票日 ・千葉県明るい選挙推進協議会・千葉県選挙管理委員会 ・第 2 2 回千葉県知事選挙 ・せんきょ君画像 <p>また、必要に応じ投票を喚起するキャッチフレーズ、啓発標語、期日前投票の案内等を入れてもよい。</p> <p>② インターネットサイト等との交渉、広告などの枠取りを行うこと。</p> <p>③ ネット掲載を行うこと。</p> <p>④ 掲載する動画については、「仕様書①テレビ・ラジオCM」で作製した啓発動画とすること。</p> <p>⑤ 掲出の対象を絞れる場合には、千葉県全域とし18歳以上を対象として実施すること。</p> <p>⑥ インプレッション・クリック数・エンゲージ、動画再生回数等の実績の報告を行うこと。</p> <p>⑦ 以下の媒体を参考に、広告媒体を複数提案・実施すること。</p> <p>特に若年層の投票率が低いことを考慮し、効果的な広告媒体を提案すること。</p> <p>(若年層対策として本県において新規で実施する内容か、新規の広告媒体であるかについて、よく検討すること)</p> <p>YouTube動画広告で使用する動画については、バンパー広告用の6秒以下の動画でも差し支えない。また、SNS広告で使用する広告物については、静止画(バナー広告等)でも差し支えない。</p> <p>なお、提案に当たっては予定表示回数又は予定クリック数を示すこと。</p>	
	想定される広告媒体	提案時に示すもの
	SNS 動画等広告： X、インスタグラム、フェイスブック、LINE、BeReal など	予定表示回数
	デジタル音声広告：Spotify など	予定表示回数
	動画広告：YouTube、TVer など	予定表示回数
	リワード広告：LINE広告ネットワーク など	予定表示回数
	ディスプレイ広告：Yahooディスプレイアドネットワーク など	予定クリック数
	⑧ 県選挙管理委員会の保有する「せんきょ君X」は、選挙に関する情報発信等で活用しており、本委託での活用が可能であること。但し、「チーバくんX」及び「チーバくんインスタグラム」の活用はしないこととする。	
掲載期間	告示日から投票日まで	
納入期限	WEB 広告については、告示日から掲載できるよう必要な広告物等を各社へ直接納入すること。また、告示日の前々日までに、作製した広告物の電子データを千葉県選挙管理委員会に納入すること。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者に対して強制的・高圧的なもの等でないこと。 ・選挙の公平性を阻害するもの(特定候補者や政党等に有利不利となるような人物、文言、象形、色彩、記号等)は使用しないこと。 ・WEB 広告の掲載先については、政治系のコンテンツを除外するなど、選挙の公平性が疑われる要因がないか十分調査した上で掲載すること。 ・特に若年層の投票率が低いことを考慮すること。 ・提出されたすべての作品の著作権等は千葉県選挙管理委員会に帰属するものとする。 ・業務の遂行にあたっては、千葉県と十分に協議しながら進めること。 	

第22回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画仕様書

③ 臨時啓発用ホームページ

業務内容	<p>以下の①～⑬に従い、投票率向上を目的とした臨時啓発用ホームページ（スマートフォン用のサイトを含む。以下同じ）の企画、作製、設置、掲載、編集等を行う。</p> <p>① ホームページの企画から作製、設置及び掲載までの業務、選挙公報等追加等のページ更新データ作製及びサポートを一括して行うこと。</p> <p>② 作製した臨時啓発用ホームページは、県選挙管理委員会のホームページの一部として公開し、サーバへのアップロード及び削除は、県選挙管理委員会が行うが、受託者は随時必要なサポートを行うものとする。また、サーバへのアップロード及び削除は、即時に行うことができるようにすること。</p> <p>③ サーバの規格は、別紙「第22回千葉県知事選挙臨時啓発用サーバレンタル仕様書」のとおりとする。</p> <p>④ サーバは受託者が用意すること。また、県選挙管理委員会が実施するサーバへのアップロード及び削除を行う際に使用するパソコン及びポケットWifi等の必要な機材についても受託者が用意すること。なお、パソコンのセキュリティ対策も万全に行うこと。</p> <p>⑤ 受託者が用意したパソコン及びWifi等必要機材は、本業務のみを使用範囲とし、他に使用しないこととする。また、本業務終了後は、保存データ等は消去し、納品時と同じ状態にて返却する。</p> <p>⑥ 受託者が用意したパソコン及びWifi等必要機材において、ウイルス感染等の機材トラブルが確認されたときは、受託者は随時必要なサポートを行い、代替機を準備する等、県選挙管理委員会が即時修復できるようにすること。</p> <p>⑦ 作製するホームページは常時SSL化を行うこととし、必要となるサーバ証明書等を導入すること。サーバ証明書は、広く県民が利用しているブラウザ等で信頼のおけるパブリックルート認証局とされている発行元が発行したものとする。</p> <p>⑧ パソコン用サイトの文字サイズは、「ポイント」や「ピクセル」などでの絶対値指定を行わないものとし、視覚障害者のための音声読み上げソフトに対応できるようにすること。</p> <p>⑨ ウェブアクセシビリティを確保したページの作製に努めること。</p> <p>⑩ その他スマートフォン用サイトの作製・公開に当たっては、できる限り幅広い機種環境で利用できるように努めること。</p> <p>⑪ ホームページの更新・編集に係るマニュアルを作製し、提出すること。</p> <p>⑫ 千葉県ホームページ用のバナー広告を作成すること。</p> <p>⑬ 千葉県が指定するドメインを使用すること。</p>
必要表示事項	<ul style="list-style-type: none">・投票日時：令和7年3月16日（日） 原則として午前7時から午後8時まで・選挙名（千葉県知事選挙）、期日前投票の案内、投票方法等・市区町村選挙管理委員会ホームページへのリンク一覧・選挙公報及び選挙啓発の事業内容等
納入期限	<p>告示日1週間前（令和7年2月20日）から公開できるように納入すること。ただし、サーバへのアップロード等に使用するパソコン等は告示日2週間前（令和7年2月13日）までとする。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">・ホームページの作製で使用される各種データは、別記の「データ保護及び管理に関する特記仕様書」に基づき、適正に取り扱うこと。・ホームページ作製で使用される個人情報は、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適正に取り扱うこと。・選挙の公平性を阻害するもの（特定の候補者や政党等に有利不利となるような人物、文言等）は使用しないこと。・有権者に対して強制的・高圧的なもの等でないこと。・特に若年層の投票率が低いことを考慮すること。・提出されたすべての作品の著作権等は千葉県選挙管理委員会に帰属するものとする。・業務の遂行にあたっては、千葉県と十分に協議しながら進めること。

第22回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画仕様書

④ ポスター・チラシ

<p>業務内容</p>	<p>以下の①～⑦に従い、第22回千葉県知事選挙の投票日等の周知を図る選挙啓発ポスター・チラシを企画・作製し、商業施設、金融機関、高等学校等に掲出する。</p> <p>① 選挙啓発ポスター・選挙啓発チラシを企画・作製・配送すること。</p> <p>② 表現方法は自由とするが、タレント等の有名人を起用する場合は、千葉県と十分に協議すること また、千葉県選挙管理委員会のキャラクター「せんきょ君」の起用に配慮すること。</p> <p>ただし、選挙の公平性を阻害するもの（特定の候補者、政党等に有利不利となるような人物、文言、素材等）は使用しないこと。</p> <p>③ 選挙啓発に効果的なポスターの掲出先を提案し、関係機関等との交渉・掲出枠の枠取りを行うこと。</p> <p>④ ポスターを掲出する場所が、極端に一部の地域に集中することのないようにすること。</p> <p>⑤ 実施計画書において、<u>ポスターの掲出先別の掲出枚数及び規格を必ず示すこと</u>。</p> <p>⑥ 公共割引等が利用可能な場合には必ず利用すること。申請は必要に応じて千葉県が行う。</p> <p>⑦ チラシは別途提供する高等学校一覧ごとに梱包し、納品すること。なお、千葉県が作成する送付文及び別途指定する物資を同封すること。</p>															
<p>仕様</p>	<p>以下の規格・枚数は必ず作製すること。 以下に挙げたもの以外の規格や枚数について、必要に応じて企画提案時に提案すること</p> <table border="1" data-bbox="354 1133 1394 1414"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>規格</th> <th>紙質</th> <th>刷色</th> <th>予定数量(枚)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター</td> <td>B2縦</td> <td>コート紙135kg</td> <td>フルカラー 片面刷</td> <td>9,000枚</td> </tr> <tr> <td>チラシ</td> <td>B5縦</td> <td>コート紙68kg</td> <td>フルカラー 両面刷</td> <td>105,000枚</td> </tr> </tbody> </table>	種類	規格	紙質	刷色	予定数量(枚)	ポスター	B2縦	コート紙135kg	フルカラー 片面刷	9,000枚	チラシ	B5縦	コート紙68kg	フルカラー 両面刷	105,000枚
種類	規格	紙質	刷色	予定数量(枚)												
ポスター	B2縦	コート紙135kg	フルカラー 片面刷	9,000枚												
チラシ	B5縦	コート紙68kg	フルカラー 両面刷	105,000枚												
<p>掲出期間</p>	<p>原則として告示日から投票日まで</p>															
<p>納入期限</p>	<p>掲出日に間に合う時期までに、関係機関との調整を完了させ直接納入すること。 また、告示日の前々日までに、ポスター及びチラシの電子データ（PDF形式）を千葉県選挙管理委員会に納入すること。</p>															
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者に対して強制的・高圧的なもの等でないこと。 ・特に若年層の投票率が低いことを考慮すること。 ・業務の遂行に当たっては、千葉県と十分に協議しながら進めること。 ・前回選挙時のポスター掲出先一覧を提供するので、参考とすること。 ・掲出先から公式の依頼文書を求められる場合は、文書については千葉県で対応する。 															

第22回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画仕様書

⑤ 交通広告

業務内容	<p>以下の①～③に従い、第22回千葉県知事選挙の投票日等の周知を図るための公共交通機関を利用する交通広告の企画・実施を行う。</p> <p>① 次の点に留意し、駅貼ポスターを掲出すること。</p> <p>一 各駅の旅客乗降数や、県内全域における周知の必要性等を考慮すること。</p> <p>二 駅貼ポスターは、次の指定駅での実施は原則必須とすること。</p> <p>JR東日本（津田沼、船橋、西船橋、本八幡、市川、新浦安、柏、松戸、五井、木更津、四街道、蘇我、海浜幕張）</p> <p>つくばエクスプレス（南流山、流山おおたかの森、柏の葉キャンパス）</p> <p>京成線（京成八幡、京成船橋、京成津田沼、八千代台、勝田台、ユーカリが丘、京成佐倉、公津の杜、京成成田）</p> <p>北総線（千葉ニュータウン中央、新鎌ヶ谷）</p> <p>新京成線（松戸、北習志野、新津田沼）</p> <p>東武アーバンパークライン（柏、船橋、流山おおたかの森、新鎌ヶ谷、馬込沢）</p> <p>流鉄（流山、小金城址）</p> <p>いすみ鉄道（大原、大多喜）</p> <p>小湊鉄道（上総牛久、上総中野）</p> <p>② 電車内での動画広告及び中づり広告を企画・実施すること。</p> <p>※駅や車両等の指定はないが、県内の有権者の多くが目にし、かつ印象に残るような広告とすること。</p> <p>③ 公共割引等が利用可能な場合には必ず利用すること。申請は必要に応じて千葉県が行う。</p>
必要表示事項	<ul style="list-style-type: none">・投票日：令和7年3月16日（日）・選挙名：千葉県知事選挙・広告主：千葉県明るい選挙推進協議会、千葉県選挙管理委員会・その他：期日前投票ができること
掲出期間	原則として告示日から投票日までの17日間
納入期限	掲出日に間に合う時期までに、関係機関との調整を完了すること。 また、告示日の前々日までに、作製した広告物の電子データ（PDF形式）を千葉県選挙管理委員会に納入すること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・有権者に対して強制的・高圧的なもの等でないこと。・特に若年層の投票率が低いことを考慮すること。・業務の遂行に当たっては、千葉県と十分に協議しながら進めること。・掲出先から公式の依頼文書を求められる場合は、文書については千葉県で対応する。

第 2 2 回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画仕様書

⑥ 横断幕・懸垂幕・立看板

業務内容	<p>以下の①～②に従い、第 2 2 回千葉県知事選挙の投票日を周知し投票参加を促進することを目的とした横断幕、懸垂幕及び立看板の企画、作製、掲出及び撤去を行う。</p> <p>① 投票日周知用の横断幕、懸垂幕及び立看板を企画・作製し、千葉県の指定する日時に掲出する。また、指定する日時に撤去を行うこと。</p> <p>② 横断幕、懸垂幕、立看板の仕様及び作製数については、以下のとおりとする。なお、作製に当たって、受託者は図案を作製し、千葉県の校正を受け承認を得るものとする。</p>																																						
必要表示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・投票日時：令和 7 年 3 月 1 6 日（日） 原則として午前 7 時から午後 8 時まで ・選挙名：千葉県知事選挙 ・広告主：千葉県明るい選挙推進協議会、千葉県選挙管理委員会 																																						
仕様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">材質</th> <th style="width: 10%;">地質</th> <th style="width: 15%;">サイズ</th> <th style="width: 10%;">予定本数</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横断幕</td> <td>ターポリン</td> <td>白色地</td> <td>縦：850mm 横：8,000mm</td> <td>24本</td> <td>うち1枚は風切用のスリットを設けること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">懸垂幕</td> <td rowspan="2">ターポリン</td> <td rowspan="2">白色地</td> <td>縦：6,000mm 横：900mm</td> <td>3本</td> <td>うち1枚は風切用のスリットを設けること</td> </tr> <tr> <td>縦：4,500mm 横：900mm</td> <td>6本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立看板（庁舎用）</td> <td>ターポリン</td> <td>白色地</td> <td>縦：2,700mm 横：500mm</td> <td>1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立看板（駅舎用）</td> <td>ターポリン</td> <td>白色地</td> <td>縦：2,200mm 横：600mm</td> <td>28基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						種類	材質	地質	サイズ	予定本数	備考	横断幕	ターポリン	白色地	縦：850mm 横：8,000mm	24本	うち1枚は風切用のスリットを設けること	懸垂幕	ターポリン	白色地	縦：6,000mm 横：900mm	3本	うち1枚は風切用のスリットを設けること	縦：4,500mm 横：900mm	6本		立看板（庁舎用）	ターポリン	白色地	縦：2,700mm 横：500mm	1基		立看板（駅舎用）	ターポリン	白色地	縦：2,200mm 横：600mm	28基	
種類	材質	地質	サイズ	予定本数	備考																																		
横断幕	ターポリン	白色地	縦：850mm 横：8,000mm	24本	うち1枚は風切用のスリットを設けること																																		
懸垂幕	ターポリン	白色地	縦：6,000mm 横：900mm	3本	うち1枚は風切用のスリットを設けること																																		
			縦：4,500mm 横：900mm	6本																																			
立看板（庁舎用）	ターポリン	白色地	縦：2,700mm 横：500mm	1基																																			
立看板（駅舎用）	ターポリン	白色地	縦：2,200mm 横：600mm	28基																																			
掲出期間	<p>告示日から投票日の翌日まで</p> <p>ただし、令和 7 年 2 月 2 7 日（木）は掲出日、令和 7 年 3 月 1 7 日（月）は撤去日とする。</p>																																						
掲出場所	<p>別途指定するとおり</p>																																						
納入期限	<p>関係機関と調整し、掲出日に間に合う時期までに納入し、掲出を完了すること。</p> <p>また、告示日の前々日までに、作製した広告物の電子データ（PDF形式）を千葉県選挙管理委員会に納入すること。</p>																																						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行に当たっては、千葉県と十分に協議しながら進めること。 ・庁舎等に掲出する際は事前に作業届を提出するなど、庁舎管理者の指示に従うこと。 ・履行確認のため、横断幕等設置後に写真撮影をし県に提出すること。 ・掲出期間中に破損等があった場合は、甲の指示に従い軽微な補修又は撤去等を行うこと。なお、その際の経費は乙が負担すること。 ・掲出先から公式の依頼文書を求められる場合は、文書については千葉県で対応する。 																																						

第22回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画仕様書

⑦ 啓発物資

業務内容	<p>以下の①～④に従い、第22回千葉県知事選挙の投票日等の周知を図るための啓発物資を企画する。</p> <p>① 各種啓発物資の図案を企画・作製すること。</p> <p>② 啓発物品は4種類作製することとし、うち2種類は「ポケットティッシュ」及び「ウエットティッシュ」とする。残り2種類は独自に提案すること。</p> <p>③ 市区町村役場窓口や商業施設等において設置・配布することに留意し、配布の容易さ、啓発効果などを考慮した上でふさわしいものとする。</p> <p>④ それぞれ1回以上の校正を実施すること。</p>
必要表示事項	<p>・投票日：令和7年3月16日（日）</p> <p>・選挙名：第22回千葉県知事選挙</p> <p>・広告主：千葉県選挙管理委員会、千葉県明るい選挙推進協議会</p> <p>・千葉県選挙管理委員会キャラクター「せんきょ君」※画像データは別途提供する。</p> <p>また、必要に応じ期日前投票ができること（令和7年2月28日～令和7年3月15日）、啓発標語、投票時間（午前7時から午後8時）等を入れてもよい。</p>
納入期限	<p>令和7年2月13日（木）までに、千葉県選挙管理委員会に図案の電子データ（A I形式及びPDF形式）を納入すること。</p>
その他	<p>・有権者に対して強制的・高圧的なもの等でないこと。</p> <p>・特に若年層の投票率が低いことを考慮すること。</p> <p>・業務の遂行に当たっては、千葉県と十分に協議しながら進めること。</p>

第 2 2 回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画仕様書

⑧せんきょ君X（旧：ツイッター）運営

業務内容	<p>せんきょ君Xの運営については、以下の①～⑧に従い、第 2 2 回千葉県知事選挙の投票日等を周知するためXに規定回数ポストを行うこと</p> <p>① せんきょ君X（ユーザー名：Senkyo_kun）を使用し、告示日から投票日までの期間に次の内容を示すポストを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="display: inline-block; width: 45%;">・投票日 <li style="display: inline-block; width: 45%;">・第 2 2 回千葉県知事選挙 <li style="display: inline-block; width: 45%;">・千葉県明るい選挙推進協議会・千葉県選挙管理委員会 <li style="display: inline-block; width: 45%;">・せんきょ君画像 <li style="display: inline-block; width: 45%;">・せんきょ君動画 <p>また、必要に応じ投票を喚起するキャッチフレーズ、啓発標語、期日前投票の案内等を入れてもよい</p> <p>② 告示日から投票日前々日：1日3ポスト 投票日前日及び当日：1日5ポスト なお、同じ内容のポストは回数にカウントしない。</p> <p>③ Xを更新する際は、更新内容について事前に千葉県選挙管理委員会の許可をとること</p> <p>④ 掲載する動画については、「仕様書①テレビ・ラジオCM」で作製した啓発動画及びせんきょ君等を使用したショート動画とし、目に留まりやすく、PR・訴求効果が高いものとする</p> <p>⑤ 1 2 回程度プロモーション広告として、拡散すること なお、プロモ対象を限定できる場合は千葉県民に限定し、想定表示回数を実施前に示すこと</p> <p>⑥ インプレッション・クリック数・エンゲージ、動画再生回数等の実績の報告を行うこと。</p> <p>⑦ 他の啓発事業と連携を図り、広告効果を高めること</p> <p>⑧ その他せんきょ君Xの運営に関する必要な業務を行う</p>
掲載期間	WEB 広告：告示日から投票日午後 7 時まで
納入期限	ポスト内容については、千葉県選挙管理委員会で審査するため、初回ポストの 1 週間前に、全ポスト内容について提示すること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者に対して強制的・高圧的なもの等でないこととし、選挙の公平性を阻害するもの（特定の候補者や政党等に有利不利となるような人物、文言等）は使用しないこと。 ・特に若年層の投票率が低いことを考慮すること。 ・提出されたすべての作品の著作権等は千葉県選挙管理委員会に帰属するものとする。 ・業務の遂行にあたっては、千葉県と十分に協議しながら進めること。

第22回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画仕様書

⑨ 若年層を対象とした啓発事業

業務内容	<p>以下の①～③に従い、特に投票率の低い若年層を主な対象とした千葉県知事選挙の周知施策を実施する。</p> <p>① 若年層の投票意欲を喚起するような施策を企画・実施する。</p> <p>② 表現方法は自由とするが、タレント等の有名人を起用する場合は、千葉県と十分に協議すること また、選挙の公平性を阻害するもの（特定の候補者、政党等に有利不利となるような人物、文言、素材等）は使用しないこと。</p> <p>③ その他、事業の実施に必要な事項を行うこと。</p>
必要表示事項	<p>以下の点について情報発信すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・投票日：令和7年3月16日（日）・選挙名：千葉県知事選挙・その他：期日前投票ができること（令和7年2月28日～令和7年3月15日）
実施期間	告示日から投票日前日までの間に実施すること
その他	<ul style="list-style-type: none">・有権者に対して強制的・高圧的なもの等でないこと。・業務の遂行に当たっては、千葉県と十分に協議しながら進めること。